



### 「災害弔慰金の支給申請」の対象者

洲本市に居住していた、災害により死亡した方のご遺族で、以下のいずれかに該当する方。

なお、支給の順位は、以下に記載がある順番となります。

1. (1) 死亡した方の死亡当時における配偶者の方（事実婚を含み、事実上の離婚を除く）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

※死亡された方により生計を維持されていた方の順位を先にします。

2. 1.に該当する方がいない場合、死亡した方の兄弟姉妹

（死亡した方の死亡当時、同居または生計を同じくしていた方）

※死亡された方により生計を維持されていた方の順位を先にします。